

国民年金からのお知らせ

平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円です

国民年金保険料の納付期限は翌月末日です。保険料は納付期限までに忘れずに納めましょう。

いろいろあります。国民年金保険料の納め方

■納付書(現金)で納付

日本年金機構から送付される納付書を使って納付します。銀行、郵便局、農協、信用金庫、コンビニエンスストア等で納めることができます。

前納制度(保険料の前払い)を利用すると保険料が割引されておりお得です。1年度分の前納は3,320円、6カ月前納は760円(年2回で1,520円)の割引になります。前納用の納付書は「納付案内書」に綴られています。

■クレジットカードで納付

事前に申し込みが必要です。申し込み後はクレジットカード会社が継続的に立替納付を行います。カードを提示し、直接納付する方法ではありません。

保険料の納付が困難な方には保険料免除制度があります。未納のままにせず、お早めに相談・手続きをお願いします。

■口座振替で納付

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円(12カ月で600円)割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納(割引額1,060円)・1年度前納(割引額3,920円)・2年度前納(割引額15,360円)があり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

■電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングをご利用できます。ご利用の際は、あらかじめ金融機関との契約が必要になりますので、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

問い合わせ

大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2295
町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

介護保険事務所からのお知らせ

平成27年度からの介護保険料が決定しました

保険料基準額(月額)

6,100円

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、サービス費用の見込等に基づき、65歳以上(第1号被保険者)の方が負担する介護保険料を決めることになっています。

平成27年度から平成29年度までの保険料基準額は月額6,100円です。住民税の課税状況と所得によって下表の第1~第9段階に分かれます。

■平成24~26年度の保険料額からの変更点

- ①介護保険施設や在宅サービスの充実、サービス利用者の増加、65歳以上の方の介護保険給付費の負担割合の増、介護報酬改定などの影響により、基準額(月額)が220円の増となっています。
- ②低所得者の負担軽減を図るため、平成24~26年度の第1・第2段階を統合し、消費税等を財源とする公費を投入することで、調整率が0.5から0.45に下がります。また、本人課税の段階が所得により細分化され、第9段階の所得が320万円以上から290万円以上となります。

段階	区分(平成27年度の住民税課税状況等)		保険料(年額)	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方	32,940円	基準額×0.45
第2段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	45,750円	基準額×0.625
第3段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下の方	54,900円	基準額×0.75
第4段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方	64,050円	基準額×0.875
第5段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	73,200円	基準額
第6段階	住民税課税世帯 (本人課税)	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	91,500円	基準額×1.25
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	95,160円	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	109,800円	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が290万円以上の方	128,100円	基準額×1.75

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911

